

宿 泊 約 款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受の拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (6) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させることができないとき。
- (8) 当ホテルの定める施錠時間を越えてチェックインする場合及び事前に連絡もなく帰館する場合。
- (9) 利用しようとする者が、以下の事由に該当する場合
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及びその構成員並びにその関係者(以下「暴力団等」という。)である場合。
 - ② 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - ③ 施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、自身やその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させる恐れのある言動、態様をした場合。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、予約取消し手数料申し受け規定に基づく予約取消し手数料を申し受けます。

- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡しないで、宿泊日当日の午後9時になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第9号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントオフィスにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックインタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室を利用できる時刻は、午後3時からとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、午後3時以前に客室の利用に応ずる場合があります。この場合においては、次の料金を申し受けます。

- (1) 午前6時以前に入室の場合、宿泊料金の全額
- (2) 午前6時から午後3時までに入室の場合、宿泊料金の50%

(チェックアウトタイム)

第9条 宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックタイムを越えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 午前12時までは、宿泊料金の30%
- (2) 午後3時までは、宿泊料金の50%
- (3) 午後3時以降は、宿泊料金の全額

(料金の支払)

第10条 料金の支払いは、通貨及びクレジットカードまたは当ホテルが認めた利用券等により、当ホテルが請求したときまたは出発の際、当ホテルのフロントオフィスにおいて行わなければなりません。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第9号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊者の責任)

第13条 宿泊者の責に帰すべき理由によって、当ホテルの施設及び什器、備品を破損または紛失されたときは弁償していただく場合があります。

第14条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行ったときまたは客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室を空けた時に終わります。

- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(当ホテルの責任)

第15条 当ホテルは、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときはその損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

(寄託物等の取扱い)

第16条 宿泊者がフロントオフィスにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

- 2 宿泊者が当ホテル内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品について、フロントオフィスにお預けにならなかったものに関しては、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、5万円を限度としてその損害を補償します。

(宿泊者の手荷物または携帯品の保管)

第17条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントオフィスにおいてチェックインする際にお渡しします。

2 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします

ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については処分させていただきます。

なお、飲食物、雑誌に関しては、即日処分とさせていただきます。

(駐車場の責任)

第18条 宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

予約取消手数料申し受け規定

- 1 予約の全部を取り消されたとき。
 - (1) 取り消し人数が14名以下の場合
 - (ア) 宿泊日の9日前の日以降2日前までに取り消されたとき
宿泊料金の 0%
 - (イ) 宿泊日の前日に取り消されたとき
宿泊料金の 20%
 - (ウ) 宿泊日の当日に取り消されたとき
宿泊料金の 50%
 - (2) 取り消し人数が15名以上の場合
 - (ア) 宿泊日の9日前の日以降2日前までに取り消されたとき
宿泊料金の 0%
 - (イ) 宿泊日の前日に取り消されたとき
宿泊料金の 20%
 - (ウ) 宿泊日の当日に取り消されたとき
宿泊料金の 80%

- 2 予約の一部を取り消されたとき
 - (1) 取り消し人数が14名以下であって、予約申込み人数の20%以上の減員があった場合
 - (ア) 宿泊日の9日前の日以降2日前までに取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 0%
 - (イ) 宿泊日の前日に取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 20%
 - (ウ) 宿泊日の当日に取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 50%

 - (2) 取り消し人数が15名以上であって、予約申込み人数の20%以上の減員があった場合
 - (ア) 宿泊日の9日前の日以降2日前までに取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 10%
 - (イ) 宿泊日の前日に取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 20%
 - (ウ) 宿泊日の当日に取り消されたとき
20%を超える人数について 宿泊料金の 80%